

(趣旨)

第一条 宇部市水道局職員の給与に関する規程（令和四年水道事業管理規程第三十五号。以下「規程」という。）第十六条の規定による住居手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則に定めるところによる。

(適用除外職員)

第二条 規程第十六条第一項の別に定める職員は、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（規程第十二条に規定する扶養親族で同規程第十三条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が所有権の移転を一定期間保留する契約により購入した住宅並びに水道事業管理者（以下「管理者」という。）がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員とする。

(届出)

第三条 新たに規程第十六条第一項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別記様式により、その住居の実情、住宅の所有関係等を速やかに管理者に届け出なければならぬ。規程第十六条第一項の規定により住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第四条 管理者は、職員から前条第一項の規程による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が規程第十六条第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときはその決定又は改定に係る事項を別に定める様式の住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第五条 第三条第一項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、管理者の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(支給の始期及び終期)

第六条 住居手当の支給は、職員が新たに規程第十六条第一項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った月の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の

開始については、第三条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（それらの日が月の初日であるときは、それらの日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（事後の確認）

第七条 管理者は、現に住居手当の支給を受けている職員が規程第十六条第一項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

（雑則）

第八条 この細則の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この細則は、令和四年四月一日から施行する。

（宇部市上下水道局職員の住居手当の支給に関する細則の廃止）

2 宇部市上下水道局職員の住居手当の支給に関する細則（平成二十六年管理規程第三十三号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この細則の施行前に宇部市上下水道局職員の住居手当の支給に関する細則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この細則の相当規定によりなされたものとみなす。

別記様式(第3条関係)

住 居 届

宇部市水道事業管理者 様 年 月 日 提出

所属	課長	副課長	係長	係	届出の理由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更 <input type="checkbox"/> 家賃の額の改定 <input type="checkbox"/> 住宅の所有関係の変更 <input type="checkbox"/> 支給要件の喪失 <input type="checkbox"/> その他 ()
担当	課長	副課長	職員係長	係員	
課 係 (氏名)					上記事実の発生年月日 年 月 日
住宅の所在地				住宅への入居日 年 月 日	
借 家 ・ 借 間	住宅の借主 あなたの続柄 ()				
	住宅の所有者 借主との関係 <input type="checkbox"/> 他人 <input type="checkbox"/> 親族 ()				
	住宅の種類 <input type="checkbox"/> 民間 一戸建住宅 <input type="checkbox"/> 民間 共同住宅 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 借間・下宿 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	住宅の契約面積 m ² 契約期間 年 月 日 ~ 年 月 日				
家賃等 月額 円 当該家賃等には <input type="checkbox"/> 電気・ガス又は水道の料金が含まれている。 <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。 (年 月 日から)					
持 家	住宅の所有関係 <input type="checkbox"/> 所有権のある住宅 <input type="checkbox"/> 所有権を留保されている住宅 <input type="checkbox"/> 譲渡担保の目的となっている住宅				
	住宅の所有者 あなたの続柄 ()				
	住宅の取得理由 <input type="checkbox"/> 新築した <input type="checkbox"/> 相続した <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 購入した <input type="checkbox"/> 贈与された ()				
	住宅の新築又は購入がなされた日 年 月 日				
世帯主氏名(主たる生計の維持者)					
<input type="checkbox"/> 借家・借間 算出基礎 <input type="checkbox"/> 持家 5年を経過する日 年 月 日					
支給月額 円				確認 台帳記入	
支給の始期 年 月				日 受理	
支給の終期 年 月 年 月 日					

- 添付する証明書等
 - ① 住民票(所帯全員)の写し
 - ② 登記簿の写し等所有関係を証明するもの又は賃貸借契約書の写し
 - ③ 自宅周辺の地図
- 記入上の注意
 - のある欄には該当する項目に印をつけてください。